

第46回 地方分権改革有識者会議
第126回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時: 令和3年9月3日(金) 13:00~14:42

場所: 地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長(司会)、市川晃議員、後藤春彦議員、小早川光郎議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、平井伸治議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、大橋洋一構成員、小早川光郎構成員、勢一智子構成員

(小早川光郎構成員及び勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務)

〔政府〕坂本哲志内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長

議題:

(1) 令和3年の提案募集方式等について

(重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等)

(神野座長) それでは、定刻でございますので、ただいまから第46回「地方分権改革有識者会議」と第126回「提案募集検討専門部会」の合同会議をオンライン会議にて開催させていただきます。

本日は、大変、御公務がお忙しい中、坂本大臣にこの会議室にわざわざ御足労いただき、御出席いただいております。

また、本日は、地方分権改革有識者会議の坂口議員、提案募集検討専門部会の伊藤構成員、磯部構成員、野村構成員、山本構成員は、所用のため、御欠席となっております。

それでは、会議の開催に当たりまして、冒頭、大変お忙しく混乱した中を、文字どおり万障繰り合わせて御臨席いただいております坂本大臣から御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(坂本内閣府特命担当大臣) 皆さん、こんにちは。

皆様におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜りまして、感謝申し上げます。特に提案募集検討専門部会におきましては、関係府省や、他方、地方三団体からのヒアリングを行いまして、精力的に御議論をいただいていると承知しており、重ねて御礼を申し上げます。

本日は、7月末に公表いたしました関係府省からの第1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方等について御審議いただきたいと思いますと考えております。これまでのところ、各府省との間で検討の方向性が合致している事項もあれば、そこまでは至っていない事項もあると承知しており、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って調整を

加速化してまいりたいと考えております。

地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の皆様におかれましては、なお一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日も活発な御議論をお願い申し上げます。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

繰り返すようですが、坂本大臣は御公務で非常に多忙な状況でございますので、これにて御退室いただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

(坂本内閣府特命担当大臣退室)

(神野座長) 次に、本日付でもって平井議員が全国知事会会長に御就任されました。

私といたしましては、心からのお祝いの言葉とともに、大役でございますので、くれぐれも御自愛いただきたいとお祈りするばかりでございますが、平井議員から一言御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(平井議員) ありがとうございます。

ただいま、神野座長から身に余るようなお言葉をいただきまして、大変光栄でございますし、感謝申し上げます。

また、本日はお忙しい中にもかかわらず、坂本大臣にも御出席いただき、さらには座長及び小早川座長代理、また、高橋部会長をはじめ、多くの委員の皆様にごこのように御臨席をいただきまして、本当に日頃の御労苦、御貢献に感謝申し上げます。

また、田和事務次官におかれましては、このたび、御就任おめでとうございました。私、実は先ほど仲間の知事と話合いをしていたところでございましたけれども、非常に前途多難の中でこの全国知事会長の職務に当たることとなりました。先ほどは、菅総理大臣が総裁選に出ないというお話も飛び出る、そういう日になりましたけれども、大きな激動の中にスタートさせていただくわけであります。

特に新型コロナの猛威がまだやんでいない中でございまして、非常に多くの方々の御支援が必要でございますし、ぜひ地方分権ということにも皆様の御協力をいただければと思う次第でございます。

この分権につきましては、これまで御議論をいただいたわけでございますが、今日、この場でこれから御議論がございませ提案募集につきましても、49%が残念ながら1次回答ではねられた形になっています。昨年は、大体3分の1ぐらいでありましたので、ぜひ地方の現場の声というのをまた取り入れていただき、今後、復活も含めて考えていただければありがたいと思います。

また、計画につきましても、いろいろな御配慮をいただきながら、1次回答もあったところではありますが、これはまさにこの分権の皆様のお考え方で、各省庁も背中を押された形になっているのだらうと思いますが、こういう一つ一つの改革を成し遂げていかなければなりません。

例えば「従うべき基準」につきましても、今回も保育所の居室面積につきまして、基準の解除というのは受け入れられないという回答になっておりますけれども、既に何年かやってみて問題がないわけでありますので、そういうところはぜひ離していただければありがたいと思いますし、計画につきましても、幾つか同じような計画があるところ、これはそれぞれの省庁や担当課などが違うものでありまして、それで残さなければいけないということになるのでありましようが、やはり現場は1つでありますので、現場の声も聞いていただければ大変にありがたいと思います。

そんなようなことで、今、仲間の知事とも話し合ってきたところでありますが、分権の手法を入れることによりまして、例えば新型コロナのアプローチにつきましても臨機応変に、例えば感染対策でこういうような施設は閉めてもらおうとか、こういうことは自粛してもらおうとか、いろいろなことをできるようにすればよろしいかと思うのですが、現状は基本的対処方針で縛られているところでございます。こういう分権の考え方が、緊急時、危機的な中におきまして、臨機応変で、結果の出せるものになるのだらうと思います。そういう意味で、分権の手法を入れた地方からの政策提言、または地方から政策を実行していく、これを皆様のお力で環境を整えていただけると大変にありがたいと思います。

今日からこの分権のことも含めた話合いを、我々、新しい任期の中で深めていくというやり取りをし合ったところでございます。ぜひ意のあるところも酌んでいただきまして、今日の御審議、これからの御審議に反映していただければと思います。

よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

ただいま、平井議員からもお触れいただきましたけれども、9月1日付で内閣府の幹部の人事異動があったそうでございます。議事に入ります前に、御紹介するお二方ともわざわざ御臨席いただいておりますので、新しく就任された田和内閣府事務次官、井上内閣府審議官より一言御挨拶をいただければと思っております。

それではまず、田和事務次官、よろしくお願いいたします。

(田和内閣府事務次官) 9月1日付で山崎前事務次官に代わり新しく事務次官を拝命しました田和でございます。山崎同様、引き続きよろしくお願いいたしますと思っております。

また、本日は菅総理大臣が総裁選に出ないということを表明されましたけれども、政府としては、この地方分権は重要政策でございますので、着実かつしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ活発な御議論をいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

(井上内閣府審議官) 御紹介いただきました、内閣府審議官の井上でございます。

直前までは内閣府の政策統括官として中長期の経済の話、それから、規制改革推進室長として規制改革の仕事をやってまいりました。まさに各省庁に対して様々な現場の方

の御意見、規制改革の御提案を示し、いろいろな議論を重ね、制度をつくり上げていくという仕事をやっていたところでございます。

この地方分権委員会は、まさに地方分権の観点からしっかりとこの国の施策全般について見直しをされている組織だと認識しております。私も微力ながらしっかりと勉強させていただいて、先生方に御指導いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、議事そのものに入ります前に、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

よろしく申し上げます。

(事務局) それでは、配付資料につきまして確認をさせていただきたいと存じます。

本日の資料でございますが、資料1から5でございます。また、参考資料もでございます。

オンラインで御参加いただいております皆様には、議事次第、議事関連等(1)、議事関連等(2)、参考資料の計4つのPDFファイルをお送りさせていただいております。

議事関連等(1)は資料1から資料4-3までをまとめておまして、令和3年の提案募集方式についての資料になります。議事関連等(2)の資料5は、これまでの対応方針のフォローアップの状況に関する資料でございます。

それぞれのファイルごとに通し番号をつけております。

個々の資料の確認をさせていただきます。

資料1「令和3年地方分権改革に関する提案募集重点事項一覧」ということで、紙では2枚組のホチキス留めのもの、PDFファイルでは議事関連等(1)のファイルの通し番号1ページから3ページでございます。

資料2「重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点」というものでございます。こちらはホチキス留めの少し厚めの資料になっております。PDFファイルでは議事関連等(1)のファイルの通し番号4ページから58ページでございます。

資料3「『計画策定等』に係る提案に対する構成員の指摘」ということで、両面の1枚物、こちらはPDFファイルでは同じく議事関連等(1)のファイルの通し番号59ページから60ページでございます。

資料4、枝番がついておりますが、こちらは9月1日に行いました地方三団体ヒアリングにおける関係団体提出資料になります。資料4-1が全国知事会提出資料、資料4-2が全国市長会提出資料、資料4-3が全国町村会提出資料でございます。PDFファイルでは議事関連等(1)のファイルの通し番号61ページから93ページまでがそれぞれの資料になります。

続きまして、資料5「平成26年～令和2年対応方針のフォローアップの状況」、紙ではホチキス留めの50ページほどの資料、PDFファイルでは議事関連等(2)のファイルになります。

また、最後の参考資料でございますけれども、こちらは「令和3年提案における内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての関係府省からの第1次回答及び提案団体からの見解等一覧」ということで、重点事項のみならず、全体の160件について整理したものになっております。

以上でございます。漏れや落丁等ございましたら、お申し出いただければと思います。
(神野座長) どうもありがとうございました。

お手元の資料を御確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思いますが、議事次第をお目通しいただきますれば、本日の議事は「令和3年の提案募集方式等について」ということで準備をさせていただいております。

それでは、この議事につきまして、まず高橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況等について御説明をいただきたいと思いますので、高橋部会長、よろしくお願い致します。

(高橋部会長) それでは、私のほうから、提案募集検討専門部会におけます検討状況について御報告を申し上げたいと思います。

部会におきましては、関係府省からのヒアリング、8月3日から6日でございます。そして、さらに、地方三団体からのヒアリングを9月1日に行いました。以下、これらのヒアリングの概要等を御報告した上で、今後の検討の方針と進め方について御説明申し上げたいと思います。

まず、関係府省のヒアリングの概要でございます。関係府省との議論の状況につきましては、先ほど御言及がありましたが、一定の議論の進展があったものの、現在におきましては対応が困難であるとか、今後検討とされた回答も見られたところがございます。10月上旬からの第2次ヒアリングも含めまして、議論を加速してまいりたいと考えています。

少し詳しく申し上げますと、関係府省との議論の状況は例年どおりでございますが、大きく4つに分類できると思います。すなわち、①検討の方向性が合致している事項、②検討の方向性が一部合致している事項、③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項、④検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項ということでございます。

個別の重点項目についての詳細は後ほど事務局から御説明していただきたいと思いますが、資料1に即しまして、主な項目についてそれぞれ御説明したいと思います。資料1を御覧ください。

まず、検討の方向性が合致している事項の例としましては、2ページ目になると思いますが、重点番号25「新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長」、そして、3ページ目になりますが、重点番号36「住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大」になります。

検討の方向性が一部合致している事項の例といたしましては、元に戻っていただきまして、1ページ目、重点番号11「へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和」、次のページでございますが、重点番号15の「脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援」、そして、最後のページでございますが、重点番号32の「地方創生関係の計画の整理・合理化」でございます。

検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項の例としましては、1ページ目になりますが、重点番号13の「障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長等」、次のページでございますが、重点番号17の「鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し」、同じページでございます重点番号30の「下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し」を挙げるができると思います。

そして、最後、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項の例としましては、今のページでございますが、重点番号23の「区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲」、同じページの重点番号26の「地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し」を挙げるができると思います。

なお、関係府省ヒアリングの際には、重点募集テーマでございます計画策定等に係る提案については、まずは法令上の対応を基本とした見直しの検討を求めるなど、部会としての考え方を提示しておりまして、関係府省においては今後引き続きの検討をお願いしているところでございます。

次に、地方三団体ヒアリングの状況でございます。

全国知事会、全国市長会及び全国町村会のヒアリングにつきましては、資料4を御覧いただければと思います。

地方三団体からは、提案募集方式による取組に対する評価と期待が表明されたところでございます。また、計画策定等が地方にとって大きな負担となっていることを踏まえ、制度的な課題として検討を行い、積極的に見直しを進めるべきであるという御意見をいただき、そして、新たな義務付け・枠付けを制限するための十分なチェックを行う仕組みの確立についての御意見も頂戴したところでございます。

その上で、今回の提案全般に関しまして、提案団体の趣旨を踏まえた積極的な検討を求めるとともに、特に実現を求める事項や検討を進めるに当たっての留意点についての御指摘もございました。これを踏まえまして、検討を進めてまいりたいと考えています。

今後の検討の方針及び進め方でございます。今後の部会における検討の方針としては、まず①検討の方向性が合致している事項、②検討の方向性が一部合致している事項につきましては、関係府省に対しまして、制度改正等に向けた検討をお願いするとともに、内閣府及び関係府省において関係地方公共団体の意向確認を行うなど、具体化に向けた詰め作業を行っていきたいと考えています。

また、③検討の方向性は合致していないが、論点の共通認識は得た事項につきましては、関係府省からさらなる検討の結果について御報告いただけるものと思いますので、

その状況もお聞きしながら、専門部会としても対応方針について検討していきたいと考えております。

さらに、検討の方向性の合致、論点の共通認識も得られていない事項につきましては、再度関係府省に対して専門部会としての考え方や論点を明確にお示しし、さらなる検討をお願いした上で議論を深めていきたいと考えています。

以上の方針を前提といたしまして、今後の検討の進め方につきましては、来週の6日月曜日に予定されている内閣府から関係府省への再検討の要請の際に、併せて資料2にございますが、主な再検討の視点を関係府省に対して文章でお示しし、関係府省にはそれを踏まえて17日金曜日までに御回答いただくというふうを考えております。

また、計画策定等に関する提案につきましては、部会としては関係府省に検討を求める視点を資料3のとおりに整理しております。これにつきましても、関係府省への再検討の要請の際にはお示しし、各府省の積極的な検討を求めていきたいと考えております。

部会としては、関係府省の回答を踏まえ、10月上旬より関係府省から重点的にヒアリングを行い、議論を詰めていきたいと考えています。

最後に、昨年この段階では検討の方向性が合致している事項は多くありませんでした。その後、最終的な取りまとめに向けて、関係府省と課題を一つ一つ整理し、議論し、多くの提案を前進させ、実現に至ったと考えています。したがって、今年も同様に、今後さらに論点を整理し、検討の方向性を見直し、最終的には一つでも多く地方の提案が実現できるよう、部会として努力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

次に、事務局の寺崎室長から、重点事項に係る各府省からの第1次回答の状況、さらに、主な再検討の視点等につきまして御説明をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

(寺崎室長) ありがとうございます。室長の寺崎でございます。

ただいま、高橋部会長から説明があった点について、詳しく補足説明をさせていただきたいと思っております。

順序が逆転いたしますが、先に資料3、通し番号59ページをお開けいただきたいと存じます。

こちらは、今回の重点募集テーマといたしております計画策定等に関する提案につきましての構成員の指摘ということで、ただいまから御説明いたします38の重点項目のうち、14の項目がこの計画策定等に該当いたしております。共通いたしますので、先に御紹介申し上げたいと思っております。

まず総論といたしまして、この計画策定等の義務付けの見直しについては、全国知事会においてワーキングチームが設置され、検討が行われるなど、地方側においても強い問題意識を持たれているということ。さらに、国会においても質疑が繰り返されるなど、

問題意識が持たれております。これらを踏まえまして、調査を行った結果、法定された条項数は過去10年間で約1.5倍に増加していることが明らかになりました。

各府省が所管事務につきましてこういった義務付けを行うことは、問題意識としては理解できるものの、政府全体としてみれば、自治体に大きな負担を強いており、本来注力すべき総合調整業務や個別施策の実施といった総合行政の機能を著しく損ねているという観点もあろうかと考えております。

特に各府省の業務は、国では一つの省でございますが、都道府県では「部」に、市町村では「課」に相当する組織において担われており、各府省による新たな義務付け等の創設は、いわばこうした逆三角形の構造で現場の負担を増すことになっていることに留意すべきである。

以上から、計画策定等の義務付けに関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたいというのが共通した総論部分の指摘でございます。

60ページでございますが、その他主な視点といたしまして、こういった努力義務として規定されているものであっても、実際にはその規定自体が策定への強い圧力となっている。このため、何々計画を策定できるというような規定に改めることを検討すべきではないか。

そもそも、施策を推進する目的に対し、計画策定という手法に限定する必要はないのではないか。

期間やPDCAサイクルを考えると、3年という期間は短過ぎるのではないか。

重複する複数の計画について、一つの計画の中に全ての項目を記載可能とするべきではないか。

都道府県計画を参考に市町村計画を策定する制度設計は、条項上計画策定が任意だとしても、都道府県への実質的な義務付けに当たるのではないか。

さらに、財政支援にひもづく計画について、状況が変わるごとに変更の手続を必要とするのではなく、補助金適正化法による対応で足りるのではないか。

こういった各個別の視点もございました。

ということで、また戻りまして、資料2のほうで全体を御説明したいと思っております。

資料2、通し番号では5ページからお開きいただきたいと思います。

まず1番でございます。保育所等の居室面積の基準の特例は現在期限をもって設けられているものでございますけれども、この期限を廃止してほしい。また、少なくとも延長してほしいという提案でございます。

これにつきまして、関係府省からは、恒久的な措置は困難であるけれども、期限の延長については検討してまいりたいというような回答がなされておりますので、再検討の視点としては、やはり期限の廃止というものを検討すべきではないかということ。さらに、最後のポツにございますように、延長の期間については、施策の実施に当たって実

質的に必要な年数とすべきではないか。早期に結論を出し、本特例の活用団体の不安を軽減すべきではないかという視点を記載させていただいております。

2番、6ページでございます。児童扶養手当の受給資格、これは具体的に申しますと、離婚調停中であっても実態はひとり親と変わらないような場合において支給ができるよう、明確化すべきではないかという御提案でございます。

これにつきまして、離婚調停中であっても認定基準に該当する場合には適切に手当が支給されるよう、周知徹底するというような回答がございましたけれども、再検討の視点といたしましては、実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童が広く該当するよう、要件そのものを拡張すべきではないか。さらに、支障解消に向けた、これは古い通知でございますが、昭和55年の通知の改正等の検討状況についても、2次ヒアリングにおいて説明いただきたいというような視点となっております。

続きまして、7ページ目でございます。小児慢性特定疾病指定医の指定申請先の一元化、これは現在それぞれ該当する都道府県並びに中核市等への申請が必要となっておりますけれども、これを一元化することで事務を軽減しようという提案でございます。

これにつきましては、一元化をするような方向で検討したいという前向きな御回答をいただいておりますので、その方向で見直しをいただきたいということでの再検討の視点となっております。

続きまして8ページ、4番は計画関係でございます。いわゆる子ども・子育ての支援事業計画における「量の見込み」を、現行ではアンケートをとってやるということになっているわけですが、このアンケート調査がかなりの負担になっているということ、また、実態とかなり乖離があるというような御指摘もございまして、この見直しを求める提案でございますけれども、関係府省からの御回答といたしましては、令和7年度を初年度とする第3期の計画において検討していきたいというお答えでございました。

これに対しまして、再検討の視点といたしましては、アンケートのみがこういった状況を勘案できる適切な手法であるとは言えないのではないかと、ほかの方法も考えるべきではないかという指摘。2点目でございますように、各市町村に合わせた合理的な方法で算定を行うことができるよう、アンケート調査以外の方法を示すべきではないかというような視点をつくっているところでございまして、最後のポツにございまして、市町村においては次期計画の準備が令和5年度には作業を始める必要がございますので、手引きにおける量の見込みの算出方法を令和4年度末までに示すべきではないかということを書かせていただいております。

次の9ページ、5番でございます。要介護・要支援認定の有効期間に関しまして、2つございまして、1つ目はこの有効期間を原則6か月になっておりますのを12か月といった形で延長してほしいというもの、2つ目は、この介護認定に関しまして、事前に審査会から包括的な同意を得ることで通知を省略する。認定件数がかなり多くなっている

ので、事務負担の軽減を求める提案であります。

1点目に関しましては、このデータをまず改めて把握することで検討したいということとでいただいております。2点目につきましては、介護認定の事務の大変さというのは関係府省も理解されているところでありますけれども、審査会自体を省略することは困難であるという回答でございます。

これに対しまして、過去の延長というものが行われたケースを踏まえまして、データに基づく議論をしたいというのが1つ目。2つ目につきましては、この認定審査会に個別具体的に中身を審査せず、対象者をリスト化して配布するのみという運用を行っているのが現場の実態であるということと踏まえて検討いただきたいということ。さらに、①②の共通といたしまして3つ目のポツでございますが、今後、介護需要が高まることがさらに予定されます。行政や被保険者の負担軽減等の観点から、具体の改善策を早急に検討すべきではないかというものでございます。

続きまして、次の11ページ、6番、介護保険の負担限度額について、認定証を発行して、今は認定期間が1年となっているところでございますが、この事務がかなり輻輳いたしますので、2年以上とするという御提案でございます。

これにつきまして、認定作業の中で、預金通帳の写し等の提出につきまして、12ページでございますように、関係府省の回答では、施設への継続入所中の場合には、必ずしも毎年度の添付まで求めなくていいのですよということ。さらには、預金額の照会についても全件実施でなくていいのですよといった、負担軽減に関する取扱いを示していますという回答でございました。さらには、国としてさらなる対応の要否についても検討したいという回答でございます。

これに対しまして、再検討の視点は、まず対象条件について、課税所得が非課税になるかどうかの確認は、自治体側の職権で可能であるということ、年度ごとに市町村が把握することができるということなどから、認定期間を2年以上としても支障はないのではないかとというのが1点目でございます。1つ飛ばしまして、次の3点目でございますように、市町村の事務の負担軽減に資するような施策を幾つか関係府省も出してきておりますけれども、これをさらに具体的に策を講じるべきではないかということについて、2次ヒアまでに方向性を示していただきたいということで再検討の視点としております。

続きまして13ページ、7番、管理栄養士による居宅療養管理指導を可能とする見直しでございます。これは、現在は都道府県の栄養士会が運営する栄養ケアステーションに属する管理栄養士について可能となっている仕組みでありますけれども、これを薬局に属する管理栄養士の場合であっても対象にしてほしいというような話でございます。

これにつきましては、まだ見解の一致が得られていないところでございますが、再検討の視点といたしましては、こうした薬局の管理栄養士も主治医との適切な連携体制を構築できていれば指導することができるのではないかと指摘。さらに、県栄養士会

への管理栄養士の所属を促進する策としてこういった拡充を位置付けるのは適当でないので、そうでないのであれば、薬局の管理栄養士にも認めていいのではないかというような指摘を入れておるところでございます。

続きまして、15ページの8番、基幹型臨床研修病院の指定基準、こちらは現在、年間入院患者数が3,000人以上という基準がございます。これにつきまして、基準の緩和を求めるところでございます。

関係府省からは、基幹型でなくても協力型臨床研修病院という位置付けが可能ですよというような回答もいただいているわけですが、そもそもこの通知自体が技術的助言であるにもかかわらず、省令と一体の基準として地方公共団体の運用を拘束しているというのがあり得ないのではないかという指摘。2点目が、地域の実情に応じた基幹型臨床研修病院の指定を可能と考えるのはどうかといった再検討の視点を盛り込んでおります。

次の16ページ、9番、国民健康保険の一部負担金の軽減に係る申請を不要とする見直しでございます。これにつきましては、必要な対応を検討してまいりたいという前向きな御回答をいただいているところでございます。

これにつきまして、この提案自体、従来の申請という仕組みは残しつつ、職権で地方団体が負担割合の変更をすることを可能とするようなものでございますので、この見直しの方向について示していただきたいという再検討の視点としているところでございます。

続きまして17ページ、10番は生活保護の関係でございます。保護を受けておられる方が居所不明となった場合、生活保護の停廃止の通知をしなければならないのですが、これが現在、相手がいないということで公示送達といったかなり手間のかかったことが現場で行われているという現状の改革を求めるところでございます。

これにつきまして、関係府省も問題点の共通認識は持っているところでございますけれども、まずは自治体の業務の実態を把握した上でしっかりと議論して検討していきたいという回答でございます。これにつきまして、こういったしっかりした検討はいいのだけれども、とにかく早期の対応について求めたいということ再検討の視点に盛り込んでおるところでございます。

続きまして、18ページでございます。これは先ほど部会長のお話にもございましたけれども、11番、へき地におけるオンライン診療の場合の調剤制限の緩和。例えば薬がパッケージに入っているようなものについては、いわゆる新たな調剤が必要でございますので、こういったものをオンラインで看護師等が処方できるようにしてほしいというような離島の自治体に関する提案でございます。

これにつきまして、ヒアリングでは前向きな御検討をするというようなスタンスもございまして、医師等が映像を介して錠剤の取りそろえ等の行為を確認する場合に、どこまで可能となるのかということについてしっかりと御検討いただきたいということ

で再検討の視点に入れさせていただいております。

続きまして12番、都道府県の献血推進計画の策定義務の廃止でございます。これは、いわゆる献血に関しましては、それぞれ日赤のほうで受入計画というものをつくることになっておりますが、これとは別に、各都道府県にも毎年献血の推進計画をつくるのが義務付けられております。この義務付けを廃止してほしいという提案でありますけれども、回答としては、廃止ではなく、事務負担の軽減策を検討したいという答えでございました。

1点目は先ほど申したことの共通点でございますが、いずれにしましても、都道府県に計画を義務付ける必要性、少なくとも毎年度策定する必要はないのではないかと。また、負担軽減を検討すべきではないかということの再検討の視点となっているところでございます。

続きまして13番、障害者及び障害児関係の計画に係る計画期間の延長に関してでございます。これは計画関係でございます。現行が3年間という計画期間になっていることから、短過ぎる、PDCAサイクルを回すためにはもっと延ばすべきではないか。さらには、2点目といたしまして、障害者計画と障害（児）福祉計画、これらについての記載内容の簡素化を求める提案であります。

次の21ページにお進みいただきますと、それぞれの回答がございましてけれども、いずれにいたしましても、これらについて、いわゆる報酬改定に関する期間との連動性があるものですから、3年を延長することについて即答できる回答ではございませんでした。ただ、影響を受けない項目について、令和4年度に障害者部会で議論を行うこととしたいというのが1次回答でございました。そのため、この計画期間の見直しについて前向きに検討いただきたい、3年という期間では足りないのではないかとといった観点からの再検討の視点となっているところでございます。

続きまして、14番、これも類似でございましてけれども、市町村の介護保険事業計画につきまして、これも現行3年となっておりますものを6年にしてほしいという提案でございまして。

23ページがその回答内容と再検討の視点としておりますけれども、これもほぼ同様でございますが、保険料の改定が3年に1度というサイクルでございますので、現行の計画期間が望ましいという回答となっているところでございます。

これも先ほどと同様でございますが、やはりPDCA等のサイクルを考えますと、3年という期間では足りないのではないかと。さらには、計画記載事項につきまして、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類して、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は負担軽減等の観点からより適切な期間、例えば6年に見直すべきではないかというような再検討の視点を入れております。先ほど言い漏らしましたが、1つ前の13番につきましても同様の観点の再検討要請となっております。

続きまして15番、脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合に関するものでございます。

現在、地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画、行動計画といった3つの計画がございまして、これらについて統廃合などの見直しを行うもの。さらには、このうちの適応計画につきましては、市町村単位で行うことは非常に困難であるということから、技術的支援等を求めるものなどについての提案でございました。

25ページにございますように、1点目といたしまして、これらの3つの計画を1つの計画として、また、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定は可能であるという見解が示されております。2点目、マニュアル等の改定によって支援をしていきたい。さらには、3点目につきましても、自治体の人材支援、技術支援など、具体的な検討を進めてまいりたいというような回答が得られております。

これにつきまして、再検討の視点といたしましては、2つ目でございますように、統合が困難な場合にも、法令上の対応として各計画相互の代替を可能とするような規定を設けてほしいというような再検討の視点を入れております。2つ目が、努力義務の廃止が困難である場合には、地域単位の影響評価を国で実施することなど、より効果的な支援を国が行うべきではないかという指摘でございます。3点目につきましても同様に、地方公共団体全てに行き渡るような支援体制の充実を求める視点でございます。

次の26ページ、16番、都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止、これはもともと市町村ごとにつくられている市町村別の収集計画があるわけでございますが、その上位計画としての都道府県が計画をつくる義務付けに関してでございます。

この廃止を求めるものでございますけれども、関係省庁からは重要性があるということ。一方で、計画策定事務の簡略化は差し支えないのだという回答でございますが、再検討の視点の2つ目でございますように、市町村のデータの積み上げ、把握については計画を策定せずとも可能であって、都道府県に計画策定を義務付けるのは過大な負担ではないかといった再検討の視点を入れさせていただいているところでございます。

続きまして、27ページの17番でございます。鳥獣管理に関する計画、鹿とか猪などの駆除は現場で大変大きな問題になっております。これは現在、指定管理鳥獣捕獲等交付金の採択の要件とされておりますのが、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画というものがございまして。さらに、これとは別に第二種特定鳥獣管理計画というものがございまして。これらの2つについては統合することを可能とするなどの提案でございます。

回答としては、両計画を統合することは可能ですよということ。さらに、手続としても合議制の機関として認められているものであれば、環境審議会の意見を求める必要はないですよという回答でございますけれども、まず1点目につきましては、再検討の視点の2つ目のポツでございます。こちらについて、その点について法令上明記すべきではないかということ。さらに、2点目につきましては、計画策定に当たって鳥獣の保護管理に関する専門家などからなる検討会等に意見聴取すれば足りることとすべきではないかという形での再検討の視点となっております。

続きまして、18番、ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止でござい

す。これは各事業所が測定いたしました結果を都道府県知事に報告し、それを公表させる仕組み、これらについて廃止を求めるものでございます。

これにつきまして、関係府省からの回答は、現在、デジタル・ガバメント実行計画に基づいてシステムを構築中であるということで、このシステムによって都道府県、事業者の負担が軽減されるというような回答でございました。

これに対しまして、再検討といたしましては、このシステムによって報告が可能となるのであれば、こういった法律上の報告、公表義務は不要ではないかといった観点からの再検討の視点となっております。

続きまして29ページ、19番、感染症法に基づく医師の届出を検査施設設置市町村経由とする見直しでございます。提案は延岡市でございますが、保健所設置市ではないのでございますけれども、新型コロナウイルスに関する検査施設を独自につくっているという観点で出てきております。たまたま本日の読売新聞の朝刊にも大きく報道されておりますが、保健所を設置されていない市町村による患者情報をどのように共有するかというのがかなり大きなテーマとなっているところでございます。

これにつきまして、関係府省からもこういった問題の認識は共有されているところでございますが、県との連携を密にして、県に必要な情報提供の頻度を上げることを依頼する等により対応可能というような回答でございました。これにつきまして、まずそういったことができるということについて周知をいただきたいということと、2つ目でございますように、感染症情報について都道府県から保健所設置市等以外の市町村に円滑に提供するための仕組みについて法律上位置付けることも含めて検討いただきたいという再検討の視点となっているところでございます。

続きまして20番、と畜検査員が行う検査の一部を代替する、獣医師以外でも代替できるような提案でございます。

31ページの回答でございますけれども、と畜検査と、いわゆる鶏などの検査、食鳥検査はそもそも構造が違うのですということが主たる回答でございまして、と畜検査と食鳥検査で同様に簡略化の仕組みを入れることは困難だということでございます。この提案の背景は職員の高齢化や獣医師の確保が難しいという観点でございまして、再検討の視点といたしましては、こういった現場の状況についてデータを示しつつ、2次ヒアリングにおいて説明いただきたいということ。さらには、こういったと畜検査を将来にわたって円滑に実施することを確保するために、持続可能な仕組みについて有効な対策を示すべきではないかという観点での再検討の視点となっております。

続きまして21番、農業委員会委員について、以前は選挙で選ばれておりましたが、現在は任命制になっております。この任命に当たりまして、農業委員会の委員の過半数を認定農業者が占めなければならないという規定がございまして、この委員の資格の要件の緩和を求めるものでございます。

これにつきまして、関係府省からは例外措置を現在も既に講じているということ。さ

らに、例外措置の在り方については検討したいというような回答が得られておるところでございますが、再検討の視点といたしましては、まず例外ではなく、原則としてこの認定農業者以外の担い手についても農業委員の資格を有することとすべきではないかという視点が2つ目の〇でございます。さらに、全国の農業会議所の調査などにおいても同様の見直しを求める声がございますので、原則の見直しについて方向性を示していただきたいということでございます。

続きまして33ページ、22番の農地の一時転用、これは中身が2つございまして、1つ目がいわゆる埋蔵文化財の調査を行うためのトレンチ、試掘調査に関するものでございます。現在、これも農地の一時転用が必要でございますけれども、これを不要としてほしいということ。2つ目が、営農型のいわゆる農地の上に太陽光発電を設置いたしまして、発電の下では農業を継続するというものでございますが、この許可の期間が、荒廃農地の場合は10年なのですが、経営農地の場合には3年という限定がございますので、それらが混ざっている場合においても10年としてほしいという提案であります。

これはいずれも前向きな御回答をいただいておりますのでございまして、再検討の視点といたしましても、具体的に考え方を検討して方向性を示していただきたいという形で視点を書かせていただいております。

続きまして23番、区域区分、これは都市計画の関係でございます。軽微な変更につきまして中核市に移譲してほしいというものでございますが、関係府省からは難しいという回答が得られているところでございます。

これに対しまして、軽微な変更であれば移譲できない理由はないのではないかとということ。区域区分の変更のうち、広域的な判断が不要であるようなものについて、積極的に検討いただきたいという視点になっていきます。

次の24番、バリアフリー法における建築物の特定施設を条例で追加可能とする仕組みでございます。これにつきまして、現在、バリアフリー法に基づく細かな施設につきまして、これらは条例では追加できない仕組みになっておりますものを、条例でも追加できるようにしてほしいということで、具体的に京都府のほうでは劇場等の客席などについて検討の俎上に上がっているところでございます。

これにつきましても検討を進めてまいりたいということでございますので、条例でこれを積極的に追加できるような仕組みにしてほしいということを再検討の視点で明確にしているところでございます。

続きまして25番、新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存在期間でございます。これは、現行では2年3か月が限界となっております。これが、コロナウイルスの収束がまだ見通せないということもございまして、これらの期間を超えて柔軟に延長できるようにしてほしいという提案でございますが、これにつきましても、基本的に前向きな御回答をいただいておりますのでございまして、予見可能性を持って取り組めるように再検討の要請をするところでございます。

次の26番、地域公共交通に係る各協議会、これは地域協議会、地域公共交通会議、さらには法律に基づく地域公共交通活性化協議会の非常に類似した3つの協議会がございまして、これらの協議会について併せてできるようにしてほしいという提案でございますけれども、一元化することはできますよということについては既に通知で示しているという御回答でございました。

これに対しまして、再検討の視点としては、3つの存在を前提とする取扱いではないかということで、あくまでも法令上の活性化協議会において、残りの2つの協議事項も協議できるようにすべきではないかという視点を入れております。

続きまして27番、農村地域産業等導入基本計画の廃止でございます。これは、それぞれの市町村が実施計画を策定する際に都道府県が基本計画をつくらなければならないという構造になっておりまして、そのためにこの構造を改めてほしいというのが提案内容でございます。これにつきましては、関係府省のほうからは、事務負担になっていることは理解しているということでありまして、都道府県計画は重要だという回答でございました。

これにつきましては、再検討の視点といたしましては、市町村の実施計画のために都道府県が計画を策定しなければならないという調整方法そのものの必要性が疑問だということで、再検討を求めるものでございます。

続きまして、41ページの28番、土地改良法に基づき、市町村が定める応急工事計画に係る議会の議決、これは市町村にだけ議会議決を求める仕組みが現在残っております。これにつきましては、見直しについて影響を把握した上で対応を検討してまいりたいという前向きな御回答をいただいておりますので、見直しの方向についてしっかり示してほしいということでの再検討の視点となっております。

続きまして、29番は地籍調査に関するものでございます。まず1点目は、地籍調査の事業計画の変更を国庫負担金の変更手続と重複してやっているというものを廃止してほしいということ。さらには、この結果を登記所に送付する際に、登記官から様々な形の修正指示がある。これが大変な事務負担になっているということについての提案でございました。

これにつきましては、43ページでございますが、まず1点目につきましては、報告頻度を緩和するなどの検討を対応ということでの回答でございましたので、そもそもこの変更手続は法定されていないのではないですかということ。さらに、予算上必要であれば、補助金適正化法に基づく国負担金の手続で十分ではないですかというような再検討の要請となっております。

2つ目につきましては、44ページでございますけれども、これらにつきましては、研修の充実や手引きの作成などを検討したいということで、問題意識は共有されているところでございますけれども、より具体的な見直しを求めるものとなっております。

続きまして、30番、下水道法に基づく計画の変更手続、これも中身が2つございまし

て、1点目が、都道府県が2つにまたがる場合の協議の見直し。2つ目が軽微な変更の協議の見直しでございます。

1点目につきましては、必要であるという考え方が変わっていないわけですが、けれども、国との協議を不要とするような積極的な検討を求めるものとなっております。47ページが2つ目の問題でございますけれども、これも私人等への影響が大きいので、国交大臣への協議が必要である、妥当性の確認が必要だという御回答でございますけれども、そもそも私人との利害調整は国ではなく下水道管理者自らの責任で行っているものでありますので、国等との協議を許容する理由にならないのではないかとといった観点から見直しを強く求める再検討の視点となっております。

続きまして、31番の都道府県住生活基本計画に関するものでございますが、これは説明が必要でございますけれども、この基本計画とは別に、住宅の確保の要配慮者、円滑入居賃貸住宅、いわゆる配慮の必要な方への登録基準を強化したり緩和したりする際に計画をつくるということになっておりますけれども、この計画を法定で義務付けられております都道府県の住生活基本計画の中で書いてもいいじゃないか、要は、こちらの計画でつくればいいじゃないかという提案でございます。

これにつきまして、そうしていただいても結構なのですよという回答でございますけれども、計画はそれぞれでございますので、実質的に義務付けること自体が不相当ではないか、2つの計画の一体的策定が許容されているといっても、それぞれで改定作業が必要でございますので、法律上策定が義務付けられている住生活基本計画で定められることができるように検討してほしいという再検討でございます。

続きまして、32番の地方創生関係は、実は今回の提案の中で最も多い63団体からの提案がございました。中身は細かくなりますので、ざっくり御報告申しますと、いわゆる地方版総合戦略でありましたり、地域再生計画といった計画づくりであったり、補助金の申請等に係る手続きがかなり煩雑で、事務が輻輳しているという観点からの提案でございます。

50ページにそれぞれ書いてございますけれども、いずれも何らかの形での見直しを検討したいという回答が主でございます。具体的に検討の進捗状況、方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングで示していただけるように、また、地方団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただくようお願いする再検討の視点となっているところでございます。

33番は、地方版の消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画の2つは別でございますが、前者は法律の位置付けがございません。後者は法律の位置付けがございます。これらについて、一体的な策定を求めるものにつきまして、それはできるのですよという回答が得られているところでございます。ただ、前者が法律に規定がないということもございまして、これらについてどういう方向で行うのか。できれば法令上の対応を行っていただきたいという観点。さらには、それぞれの期間がずれておりまして、この

対象期間の一致についても求められるということで検討を求めるものでございます。

34番は、中小企業等経営強化法に基づく計画の認定等の権限を関西広域連合に移譲してほしいという提案でございます。53ページにありますように、これにつきましてはまだ前向きな回答を得られておりませんが、関西広域連合の位置付けにおきまして、権限を移譲することについて検討いただきたいということについての再検討の視点となっております。

35番、登録免許税の軽減等に関する家屋証明の廃止でございます。これは国税でありまして、登録免許税の軽減措置に関しまして、市町村が証明書を発行しているという事務でございます。これにつきましては、見直す場合、どういうことが必要かということで検討したいという回答が得られておりますけれども、現行制度を見直すべきではないかという観点での再検討要請となっております。

36番は、住基ネットワークの利用事務の拡大、中身は空家対策でありましたり、地籍調査、さらには公営住宅の家賃の徴収などに関する提案でございます。いずれも前向きな御回答をいただいておりますので、必要な措置について求めてまいりたいと考えております。

37番は、行政事務において戸籍情報を電子的に利用したいという話でございます。これにつきましては、いわゆる本籍地がない者の戸籍の情報をその市町村の戸籍担当部局から入手できるようにしてほしい、または住基ネットワーク上で確認できるようにしてほしいという提案でございますけれども、いずれの提案も難しいというような府省からの回答でございます。特に1点目に関しましては、弁護士等からの第三者請求一般と同じような議論が法務省においてされておられましたので、それらとは切り離れた検討をすべきではないかという再検討の視点となっているところでございます。

最後の38番は、実は令和元年度のフォローアップ案件でございますが、医師法に基づきまして、医師や歯科医師が厚労大臣に行う届出が都道府県経由となっております。これを今後オンライン化することになっておりますので、それに伴って、事務負担の軽減は進むわけでございますけれども、オンライン化されるのであれば、都道府県の経由事務は不要ではないですかというような観点から重点として今回議論し、再検討の視点として加えさせていただいているものでございます。

大変長くなりましたが、そのような観点からそれぞれ重点の項目につきまして再検討を各府省のほうに要請してまいりたいと考えております。

続きまして、簡単に済ませますが、資料5をお開けいただきたいと思っております。通し番号がまた別になっておりますが、これは平成26年から令和2年の対応方針におきまして決まっておりましたもののフォローアップの状況でございます。

個別には説明いたしませんですが、今日お示ししておりますのは全体で52件でございます。このうち7件につきまして結論が得られました。ただ、一方、45件は引き続き検討中となっております。この中には提案や閣議決定どおりにできたものもございしますが、代替

的な措置を講じたものなども含まれております。

具体的にざっと申しますと、9番の認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化。15番のPCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化。26番、これは令和2年度の重点でございましたけれども、幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し。さらに、29番が介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象期間の改定。39番が国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化。51番がマイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施。52番が空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し。これらについて、ただいま申しましたように7項目でございますが、一定の結論が得られたところでございます。

今後とも各府省の状況を聞き、適切なフォローアップに努めてまいりたいと思っております。

大変長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長から今年の検討状況の概要を御説明いただいた上で、今、事務局のほうから、具体的な重点事項に係る関係府省からの第1次回答の状況、さらにはそれに対する主な再検討の視点について御説明を頂戴いたしました。また、平成26年から令和2年の対応方針のフォローアップの状況についても御説明を頂戴したところでございます。

毎年のことでございますけれども、部会の構成員の皆様方、さらには事務局の皆様方に大変な御苦労をおかけしていることに深く感謝申し上げる次第でございます。

それでは、ただいまの御説明に対して、議員、さらには構成員の皆様方から御審議を頂戴したいと思っておりますので、御意見、御質問がございましたら頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。

よろしければ、三木議員、最初の口火を切っていただければありがたいです。

(三木議員) 長野県の須坂市長の三木ですけれども、全国市長会を代表して、お礼とお願いを申し上げたいと思っております。

今、御説明いただきました重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び主な再検討の視点につきまして、高橋部会長をはじめ部会員の皆様、そして、今、寺崎室長から詳しく説明をしていただきまして、大変ありがとうございました。

まず、最初に御説明いただいた資料3の59ページでございますけれども、これは市としても非常に困っている事項であります。とりわけ、今回のようなコロナの感染対策等の非常事態が生じますと、計画策定自体が非常に大変な状況になってまいります。それを除いたとしても、59ページに書いてございますように大きな負担になっておりますので、これにつきましてはまた引き続き進めていただきたいと思っております。

そして、60ページの上から4つ目ですけれども、記載事項が重複する同一分野の複数の計画については、一つの計画の中に全ての項目を記載可能とすべきではないかという

御指摘でございますが、これは須坂市で実際にそういうふうに行っている計画がございます。その計画づくりをしても、省庁から特におかしいということはありませんので、法律を改正していただければ一番いいですし、法律等が改正できない場合も柔軟に各省庁でやっていただければと思います。

それから、60ページの一番下の財政支援にひもづく計画については、状況が変わるごとに変更の手続を必要とするものではなく、大枠の中で、今、ここに書いてございますように補助金適正化法がありますので、各市は変な使い方はしておりませんので、市を信頼していただいて仕事をやっていただきたいと思います。

それでは、大変恐縮ですが、急いで主な検討の視点について、まず総括的にお願いしたいのは、今お話をお聞きして非常に前向きに取り組んでくださるところがありますので、報道等に発表されるときにも前向きに取り組んでいただいている省庁の事務について、こういうところが非常に前向きに取り組んでいるということだけでいただければと思います。やはり一生懸命やっているところを評価するということが大事ではないかなと思っています。例えば36ページ、地方創生の関係なのですが、前向きに簡素化等をしていただくということなのですが、そういうふうに行っていただければと思います。

それから、ちょっと戻りますけれども、計画策定の関係では、私どもの市であれば、計画をつくらなくても十分実態が分かるということがあります。それから、先ほどアンケート調査云々というのがございましたけれども、アンケート調査の手間だとかそういうものを考えれば、市民の人から直接いろいろな話を聞く機会がありますので、必ずしもアンケートをとらなくても十分実態が分かるということがありますので、その辺についてもまたぜひお願いしたいと思います。

先ほど平井知事からお話のありました保育園の緩和につきましては、今年は無理だったのですが、また来年お願いしていきたいと思っていますので、よろしく願います。

それから、幾つか申し上げたいのですが、例えば10ページの5番なのですが、介護認定の制度については非常に大変な制度ですので、これはぜひ市町村の実態を把握していただいて、改善をしていただきたいと思います。これからますます高齢化社会になって介護の関係が増えてくると思いますので、同様をお願いします。12ページの6番も同様であります。

あと、その他いろいろございますけれども、全体としてきめ細かく各省庁と専門部会のほうで話していただいて、再検討の視点ということで指摘していただいておりますので、この方向で進めていただければと思っております。

私からは以上であります。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

高橋部会長、何かコメントしていただくことがあれば伺っておきますが、よろしいで

すか。

(高橋部会長) どうもありがとうございました。

計画の問題につきましては、先ほど三団体のヒアリングの中でも特に計画についての御要望が強かったというお話をしました。省庁の方は真面目に所掌事務に取り組んでおられるなかで、責任を持って施策を進めたいという思いがあり、それはよく分かるのですけれども、都道府県、市町村に事務をお願いするときに自分の物差しで制度を設計しようとされるのです。そういった意味では、現場の標準的な都道府県、市町村はどのぐらいの人員がいて、どのぐらい計画に力が割けるのかということ想定してお願いをするということが必要なのではないかなと。そういうふうに考えていただくということをお勧めし、この際しっかり省庁の担当の方にお考えいただくことが重要なのではないかなということをお勧めし、三団体の方々からのヒアリングからも実感しました。そこで、今も御紹介いただいたところでございます。

計画についての再検討の視点について御紹介しましたが、この際、各府省の御担当の方の地方行政に対する認識を深めていただく方向で、2次ヒアリングに向けてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

(三木議員) どうもありがとうございます。

(神野座長) 事務局のほうから特にコメントはありますか。いいですか。

それでは、お手が挙がっていないようですので、小早川座長代理、お願いできますか。

(小早川座長代理) ありがとうございます。

今年はコロナの関係もあって、作業が大変だということもあるという感じもしております。事務局が特に頑張ってください、今、進めているというところだと思います。

私は、特に計画策定等に関してなのですが、感想としてこういうふうに考えております。今、高橋部会長が言われたこととも重なるかと思うのですが、結局、地方に計画をつくらせる、あるいはつくるように仕向けるという中央の側の行政手法が非常に一般化、大量化しているということです。これは、ある意味でそれ自体が一つの国から地方に対する関与の類型みたいなものなのです。地方自治法で定義された関与には直には当たらないかもしれないけれども、機能的、実質的に見ればものすごくシステム化された複合的な関与の仕組みとも見られるわけです。複合的というのは、財政措置と絡めるとか、それから、県の立場と市町村の立場とをつなげて、事実上、県が計画をつくらざるを得ないような仕組みにするとか、いろいろな意味で複合的なのです。ですから、第1次分権改革で構築された国の関与についての枠付けの法制では捉えにくいものではあるのですが、繰り返しになりますが、非常に巧みに組み立てられた強力な関与のシステムだという言い方もできるわけです。

この私たちの作業は、個別の法令なり、あるいは通知なりの問題というところから見ていっていますけれども、全体としてこういう関与の問題が大きくあるのだということ

です。それについて、個別にたたいていくのと併せて、一般的に、国の地方に対する関与の在り方としてどうなのだろうかということ、それから、国と地方という関係だけではなくて、行政全体として見た場合に、国、地方合わせた行政リソースを、本当に一番有効に無駄なく、国民、住民の福祉を増進するために効率的に使うことになっているのかということ、そういう意味での検証も必要なのではないかなと感じます。

そういうことで、個別に度の過ぎたところをきっちりと抑えることとともに、全体としての計画手法というもののあるべき使い方のイメージというか像を考えていく、そしてやがては、計画をつくらせることについての一般ルールみたいなものを形づくっていく、そのような意識が必要なのではないかなという気がいたしました。

私からは以上です。

(神野座長) ありがとうございます。適切な御示唆をいただきまして感謝申し上げます。

ほかにももしもお手が挙がっていないようであれば、市川議員、いいですか。申し訳ありません。

(市川議員) 御指名ありがとうございます。市川でございます。

まず、今回専門部会の皆様には、本当に御苦労されているのがよく分かりまして、敬意を表したいと思います。

今後のことにつきましても、高橋部会長から御発言がありました基本方針に沿ってお願いしたいと考えております。

今回の議論になっています計画策定に関する問題に関しては、まさしく資料3によく整理されていると思うのですけれども、そもそも計画というものが何のために必要なのか、そして、誰のために必要なのかというところがもう少し明確にされた上での策定行為ということになると思います。その意味で、今、小早川議員からもありましたとおり、計画策定のルールみたいなものを議論すべきタイミングかなと感じております。特に義務付けに関しては、御指摘のとおり、法令上の対応を基本として検討すべきものであると思慮しております。

それから、今回の1次回答に関する専門部会からの再検討の視点については、御指摘あるいは論点の整理等、誠に的確で、なおかつ建設的なものだと思っておりますので、ぜひとも2次回答においては実現に向けた具体的なアイデアを各府省庁から出していただきたいと感じました。

この中で私なりに整理してみたことが1つありまして、それは、例えば16ページとか57ページにあるような内容で、つまり、地方自治体職員の職権が情報の利用ということに関してどこまで適用されるのかなというところなのです。いろいろな情報があるので、それをあくまでも公のものとして使う場合に、それが合理的に利用できるのか、それとも制限がかかっているものなのか。その辺の議論は一度整理してもいいかなと思ひまして、もしある程度公的利用が可能ということであれば、事務の合理化あるいは住民の利便性の向上にもつながるものかなと考えます。

それから、システムについても同じこととして、システム化されたものを利用する場合に、どのような形であれば自由に利用できるのかという点も今後の課題だと思います。

もう一つ、最後ですけれども、24ページにあります脱炭素社会の実現に係る各計画の統廃合及び策定支援についての部分なのですけれども、この課題は今後の国や地域の方向性を定めて、政策を実行していく上でも非常に重要な課題であると思います。今回、対象の省庁は環境省となっていますけれども、実質的には環境省だけでなく経産省や各省庁ともそれぞれの切り口で脱炭素社会の実現に向けたいろいろな取組が行われています。御提案のとおり、各計画の統廃合や策定の支援については、現場サイドだけではなく省庁間の調整も含めて必要ではないかなと思うのです。

加えて、この脱炭素社会の実現に向けて、これはインフラの整備等に関わることも多くあると思うのですけれども、気候変動への適応、そして、それに関わる防災対策等は、基本的には前提とすべきものは広域だと思います。そういう意味では、基礎自治体単位で、特に小規模の基礎自治体単位でなかなか議論も完結できず、都道府県の関与が非常に重要になってくるかなと思いますので、国の支援とともに都道府県の支援もこの問題についてはぜひお願いしたいなと感じました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

事務局、情報の利用や脱炭素の問題などにコメントは特にいいですか。

適切な御指摘をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、引き続きですが、後藤議員、御発言いただければと思います。

(後藤議員) ありがとうございます。

小早川議員、市川議員がおっしゃったように、私も計画策定等というところは非常に興味を持って伺っておりました。10年間で1.5倍になっている、そうした義務付けの見直しというのは本当に大切なことだなと思っておりましたが、背景として、先ほど小早川議員がおっしゃったように、国から地方への関与を継続するという、ある意味構造的な問題の解消と同時に、現場の負担軽減という、2つが大きな課題だと思います。加えて、私としては、もう一つ、今、市川議員も誰のため、何のためというお話もされましたが、計画自体もひとくくりで計画と言いつけるものでもないのではないかと思います。いわゆるビジョン、プラン、プロジェクト、プログラムなど、いろいろな計画があると思います。この地域をどういう方向に導いていくかというような大きな理念や構想の段階もあれば、基本計画、実施計画、実行計画、あるいは、調整計画、調整計画というのは例えば先ほどの下水道の流域調整のような広域調整のようなこともあろうかと思います。また、実態を調査によるデータで積み上げて数値目標を示すというようなこともあろうかと思います。特に大きな理念に関する計画というのは、実は地方分権が掲げているミッションの「個性を活かし自立した地方をつくる」における、個性を活かすということに関与してくる重要なものだと思っています。

ですから、一律に計画はまずい、国から地方への関与だ、負担軽減をするべきだということのみならず、どういう地域にしていきたいのかという大きなビジョンや理念はきちんと描いていただかないと、下手に手続の緩和だけに地方分権を閉じ込めてしまっただけではまずいのではないかと。大きな分権の基本的な考え方というものに立ったときの個性を活かすといったコンセプトは、やはり継続的に大切にしていかなければいけないことだなと思いました。

いずれにしろ、第1次回答を御報告いただき、専門部会の皆さんの非常に御熱心なヒアリングにより、今期も成果が上がっていくものと期待しております。皆さんの御尽力に心より敬意を表したいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。そもそもの理念等を参照基準にしながら進めていくという御指摘をいただきました。

では、引き続いて、勢一議員、お願いできますか。

(勢一議員) ありがとうございます。勢一です。

先ほどから計画策定の話になっておまして、私も今回も提案の検討に携わらせていただいて、やはり今回の重点であった計画策定について、かなりいろいろな角度から問題提起をされた場になったのではないかと考えています。課題が1つ2つではないということもよく分かったところです。

特に計画策定が地方にとって負担だということは、確かに資料3でもまとめていただいているように、過去10年間で1.5倍、こんなに増えているのですよという形でお示しはさせていただいたのですが、府省の御担当者の中にはまだそれで十分実感を得られていないような雰囲気を感じる場面もございました。

今回、地方団体のヒアリングでお話を伺いまして、逆三角形の構造になっているという御指摘をいただいて、これが負担の本質の一つではないかと実感しました。各府省の業務が都道府県では部で、市町村では課ですよというような形で今回資料にお示しいただいたのですが、各省はそれぞれ中に局を持っておまして、それぞれの局が個別法を所管していて、それぞれの法令に基づいてさらに計画策定等を求めると、それは市町村では課ではなくて、その一つ下の係に対応するのだと。これもヒアリングの際に御指摘いただきました。こういう地方側の体制と法令との関連性というのを、もう少しイメージがつかめるような形で府省の御担当の方々にも現状を共有していただくことが大事なのかなと思いました。今回議論をしていて一番心に残っていることとなります。

確かに今の政策は、先ほど脱炭素の政策の例を御紹介いただきましたけれども、あらゆる分野の取組を動員して進めていかなければいけない。こういう特色のある政策が実は増えています。生物多様性とか気候変動の適応の場面もまさにそれに近いと思うのですけれども、そうすると、やはり今、行政計画をめぐって問題になっているようなことが、これから先もこのままの体制では新たに起き得るという課題もまだ残っていると思

います。重要な政策分野であっても、例えば類似の計画や類似の法令の積み重ねをしていかないうような形でうまくコーディネートすることを国の側としても考えていくことを求めなければいけない局面になっているのではないかなと感じています。

最後、計画は、私が行政法を勉強し始めた頃は、多くの場合はもう少し緩やかな行政の手法だった印象を持っていまして、その後、情報公開であるとか住民参加、市民参加の要請、パブリックコメントなども実施されていたりしていますし、現場ではPDCAサイクルを回すための手法にもなっています。高度かつ重い仕組みになってきたというところが、恐らく小早川先生御発言の関与の仕組み、新しいパターンの関与の仕組みに当たるという御指摘かと私も感じたところです。

引き続き2次ヒアリングもありますし、私もしっかり考えて務めてまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

(神野座長) 勢一議員には部会のほうの構成員もやっていただいております、二股といたしましうか、両方の複眼的な視点ならではのコメントをいただきました。本当にありがとうございます。

続いて、谷口議員、お願いできますか。

(谷口議員) よろしく願いいたします。

本年度もまた提案募集に係る検討をしっかりとくださった関係者の皆様の大変な御尽力に感謝いたします。

特に今年は計画策定の効率化についてしっかり御議論いただきましたこと、大変大事なこと、重要なことだと認識させていただきました。

高橋先生が御指摘のように、要請する省庁の特定部署ごとに完結した施策を展開されようとする、自治体に対して並列的に類似した計画策定を求めることになってしまい、こうした取組が続く限り、時間を経るごとに新たな取組が加わって、計画策定量も増加し、自治体の御負担が増えてしまう。こういった問題に対して、可能であれば、省庁で年度ごとにまとめて調整や確認をしていただけるのが望ましいと感じました。

これに類似して、各省庁の様々な部署から自治体に多様な調査への回答依頼があるというような問題も伺ったことがあります。こうした国からの調査がありますと、状況を調べたり、データを集めたりといった作業が、特に小規模自治体にとって大きな御負担になるというようなことを伺いました。このような分散的な作業を続けると、全体の仕事量が増えてしまいます。将来的には計画策定や調査回答といった国から各自治体に対して一律に行うような作業に関しては、やはりプラットフォームシステム等を構築する等して、各省庁からの要請が一元的に分かるようにするといった策があり得ると思います。自治体にとっても、自身の過去の回答や類似テーマに対する回答について、職員構成が変わっていくと確認も大変になってくると思いますし、類似した回答でよいのであればコピーして貼るということもできるかもしれません。こうした国と地方との間で

の仕事について、互いに効率を高めるような仕組みを将来的には考えていく方向もあるのではないかと思います。

もちろん、本質的には、国から地方に強制性を感じさせるような要請があること自体が地方分権にとって障害になるということもごもっともかと思えます。こうしたことについても、システムを構築しておけば、各省庁がどのくらい地方に求めているか、効率化の努力を行っているかといったことも「見える化」します。このような方法的工夫は、長い目で見たとときの効率化に資するのではないかと感じました。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、大橋構成員、お願いできますか。

(大橋部会長代理) 大橋でございます。

私も今年参加させていただきまして思いました問題は、初めは計画が並列して大変だということからスタートしたのですけれども、先ほど出てまいりました逆三角形の構造が自治体にはある一方で、国では局レベルで似たような法律があって、みんながみんな計画を要請するため、それが現場では2人とか3人というような市町村レベルのところに集中豪雨のように一極に降ってくるというところで、しかも、一つ一つの計画について形式とか手続が異なるということで、自治体の現場が混乱している。結局、地方の執行面というか執行レベルとして見ると、非常に非効率なことをやらせているということが出てきて、それが全国的に行われているということなので、執行面からの問題として捉えていくということは重要なかと思いました。

もう一つの課題として考えておりますのは、今はAという法律がこういう計画を要請する、Bという法律がこういう計画を要請する、このようにA、B、C、Dとか計画があったときに、これはあまりに煩瑣だし似ているものばかりなので、Aに一本化してもらえませんか、それを法律に書いてもらえませんかというような要請を今までやってきたのですけれども、その前提は、計画をそういうふうにつくるということが、いわば法律によって創設されて地方に権限を与えるようなものなので、そういう形で整理をお願いしますという発想でやってきたのです。

しかし、先ほど後藤先生からお話がありましたように、各地方公共団体が長期構想だとか総合計画という形で、自らのビジョンを既に持っているところに国のほうがこれをやれ、あれをやれということの後から言うときに、こういう仕事をするというところまではいいのですけれども、それについて一々方式や内容、期間というようなことまで国の定める形式にのっとらなければ駄目だというようなことまで本当に言えるのだろうかという関心が出てまいりました。これは海外などですと市町村が一種そういう計画を策定する権限というのを地方自治の憲法保障として持っていて、国がいろいろなことをやれと言うのはいいのだけれども、その場合の方式については地方が自分で選べるということ、方式まで国が介入する場合には憲法違反になるということを議論する国

もあることを考えますと、やはり現状は介入し過ぎのところがあるのではないか。

そうすると、先ほど三木市長がおっしゃったように、自治体側がこういうようにやらせてもらいますということと言えるのが原則で、それをはっきりさせる意味で、国のほうで法律で確認してくださいというようなことが最終的なゴールなのかなと、計画をめぐり意識の持ち方についてもいろいろ考えていかなければいけないのかなと思いました。

私が述べたことは私のオリジナリティーではなく、この間勉強会をやりましたときに、小早川先生がうまく表現していただいた内容を、私の誤解かもしれませんが言い換えたものでして、こんな感想を持ってやっております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

一当たり議員及び構成員の皆様方から御意見を頂戴したのですが、重ねて御発言があれば、承っておきたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、一当たり御意見を頂戴したところで、高橋部会長、何かコメントがあれば総括的にいただければ。いかがでございましょうか。

(高橋部会長) 計画について集中的に、重点的に御議論をいただきました。計画については、冒頭申し上げましたように、問題意識を私も随分持っております。法定計画が増えることにはある種の背景があって、私、分権の前後に地域保健などにも関与していたのですが、担当の方から分権前と分権後の変化について感想を言われたことがありました。分権前はとにかく都道府県が一回会議をやるぞと言うと、県下の市町村全部ほとんど漏れなく集まってきて、国の担当者が県の会議に出てきて、意思統一をびしっと貫徹できる形がうまくいった。ところが、分権後には、国、都道府県、市町村が大人の関係になると、なかなかそこら辺がうまくいかないという、随分嘆かれたことがありました。

そこで意思統一を補完するものとして、計画を策定し、国の計画どおりに都道府県、市町村計画をつくってくださいと。そして、雨あられのように調査をして、情報を集めようとする。分権改革に対するある種の反動のような部分があって、このような現象を招いてきたのだらうと思います。

小早川座長代理がおっしゃったように、ルール化をそろそろ普遍的に考えていかなければいけない時期なのかなと考えています。客観的な状況の変化の反射作用としてこういうものが生まれてきている中で、個別にこれから丁寧に一つ一つ取り上げて働きかけをしていきますが、その働きかけの背景にある種のルール化、それを踏まえた適切なルール化というのを今後ある程度時間をかけて考えていかなければいけない時期になっているのではないかと思います。そういう目で少し個別の作業を進めてまいりたいと思います。さらに、義務付け、権限移譲についても例年どおり御提案いただいておりますので、しっかりその実現のため、2次ヒアリングに向けて頑張りたいと思います。

ます。

どうもありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございました。

事務局のほうからいいですか。

(寺崎室長) 特にございません。

(神野座長) それでは、たくさんの生産的な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。

この混乱した時代に、そもそも分権ということを進めていく意義等を示唆するような御発言から、大きな方向性等に関わるような御発言もあったと理解しておりますけれども、当面、今、専門部会、それから、事務局のほうで御苦労いただいている重点事項を中心とした検討していく方針については、それをいわば後押しするような御発言だったかと思っておりますので、また大変な御苦労をおかけしますが、提案募集検討専門部会において本日の御議論を念頭に置きながら、今までの方針を充実させていく方向でさらに調査や審議を進めていただければと思います。

政府におかれましても、地方からの提案の最大限の実現に向けて、各府省及び地方とのさらなる調整をお願いするばかりでございます。

特段御発言がなければ、最後に田和事務次官から御挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(田和内閣府事務次官) 本日は関係府省からの第1次回答の状況を踏まえまして、今後の進め方等につきまして活発な御議論をいただきました。どうもありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、関係府省への再検討の要請をしっかりと行って、また、部会での御審議もいただきながら、地方からの提案の最大限の実現、神野座長からいただきましたけれども、それに向けてしっかりと事務局、私が先頭に立って調整を加速させていきたいと思っております。

個人的な話ですけれども、私、経済企画庁の出身でございまして、今日の計画の話伺いまして、これまでの経験を踏まえてみると、中曽根さんのときにまさに経済計画というのは時代遅れだということで、大きな方向性を示す「展望と指針」というものに大きく変わった時期がございました。それから、2000年に入って小泉改革の中で、公共事業について河川だとか道路とか個別に計画が分かれていたものがございましたのを、社会資本整備重点計画という形に大きくまとめたということもございました。

国の中では、やはりおっしゃったように計画の持つメリット、デメリット、それぞれやはり議論があって、いろいろな取組も実施してきたわけですが、今日改めて議論を伺って、やはり国と地方の間の計画の在り方、いろいろな多様な計画が確かにあるわけですけれども、改めてここが大きな課題としてまだ残っているなということを実感いたしました。ここを今後、個別の議論をしっかりと積み上げるとともに、先ほど高橋先生もお

っしゃっていましたが、やはりルール化のような切り口でどういうアプローチができるのか、上と下でしっかりサンドイッチしながら進めていけばいいかなと思った次第でございます。

引き続き各議員、構成員におかれましてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

(神野座長) ありがとうございます。大変有意義な御挨拶を頂戴いたしまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

それでは、事務局のほうから特段の連絡事項等はないですね。

(寺崎室長) ございません。

(神野座長) それでは、議員、構成員の皆様方の御協力、それから、事務局の御協力をもって、予定の時間よりも大分早く終了することができました。議事運営等に御協力いただいたことに深く感謝をいたしまして、本日の合同会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)